

議案第 86 号

石岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に  
関する条例を制定することについて

石岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例  
を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条  
第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 28 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条例を制定するため。

石岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石岡市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 石岡市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成24年石岡市条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在任する農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により農業委員が在任する場合における当該委員の定数については、なお従前の例による。